

事務連絡
令和3年6月17日

各

都	道	府	県
市	町	村	
特	別	区	

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実施のための研修について（第二報）

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実施の可否についての法的な整理については、「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」（令和3年6月4日厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長通知。以下「6月4日通知」という。）において、お示しし、その中で、実施に当たっての条件の1つとして、「協力に応じる臨床検査技師、救急救命士がワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていること。」としたところです。この「必要な研修」については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実施のための研修について」（令和3年6月11日厚生労働省医政局医事課、地域医療計画課、健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「6月11日事務連絡」という。）において、ワクチン接種に関する研修の実施方法、職種ごとの留意点等についてお示ししたところですが、今般、研修の実施方法に関して、下記のとおり、より具体的な内容や実施方法等を定めることとしました。

貴職におかれては本事務連絡の内容について、ご了知いただくとともに、関係者・関係機関への周知を行うなど、引き続き、希望する高齢者について7月末を念頭に2回のワクチン接種を終えることができるよう、特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施について」に関する質疑応答集（Q&A）の更新について」（令和3年6月15日厚生労働省医政局医事課、歯科保健課、健康局健康課予防接種室事務連絡）でお示ししているとおり、職域接種を行う医療機関が、医師・看護師等の確保に取り組んだ上で、それでもワクチン接種に必要な医師・看護師等の確保が困難と判断した場合は、職域接種の会場においても、歯科医師がワク

チン接種を行うことが可能である、としているところですが、臨床検査技師及び救急救命士においても、歯科医師と同様の取扱いとなりますので、その点についても関係者に周知等をしていただきますよう、併せてお願いいたします。

記

1. 講義形式の研修（以下、「座学研修」という。）

座学研修で用いる Web 研修システムについては、6 月 11 日事務連絡において、「Web 研修システムについては現在準備中であり、受講可能な状況になりましたら、改めてお知らせいたします」としていたところです。これにつきましては、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会のご協力を得て、同会の「Web 研修システム」を活用することといたしました。なお、この Web 研修システムを用いた座学研修につきましては、臨床検査技師は 6 月 18 日から、救急救命士は 6 月 24 日から、受講可能となります。

座学研修で行う講義内容は別添 1 とし、それぞれの内容に関する動画を全て視聴し確認試験に合格をすることをもって、一定の知識を有するとし、受講修了証が発行されます。

座学研修の受講を希望する方におかれましては、臨床検査技師と救急救命士とで申込方法が異なりますので、それぞれ、以下の Web サイトから、申込みを行ってください。

○臨床検査技師の方の申込み

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会 Web ページ中の
新型コロナウイルス感染症のワクチン接種基礎研修受講申込ページ

○救急救命士の方の申込み

財団法人日本救急医療財団 Web ページ中の
新型コロナウイルス感染症のワクチン接種基礎研修受講申込ページ

2. 実技を含む研修（以下「実技研修」という。）

都道府県等において実施していただく実技研修に必要な項目及び実施体制等については、6 月 11 日事務連絡において、「実技研修に必要な項目や実施体制等については、おって更にお知らせをいたします。」としていたところです。

まず、実技研修に必要な項目及び内容については、関係者のご意見等を踏まえて、別添 2 の「実技研修概要（例）」として整理しましたので、各都道府県等においては、実技研修の実施に当たり、参考としていただきますようお願いいたします。

次に、実技研修の実施体制等については、以下に留意して実施することとしていただきますようお願いいたします。

○実技研修の実施体制等に関する留意点

- ・実技研修の受講者は、座学研修を修了した者が対象となるため、座学研修の受講修了証を確認すること。
- ・実技研修の実施にあたっては、3密を避けるなどの、感染対策に十分に留意したものとする。
- ・実技研修を指導する講師は、医師又は看護師とすること。
- ・実技研修の講義を行う際には、6月11日事務連絡で示した＜ワクチン接種に関する職種ごとの留意点＞を踏まえた指導とすること。
- ・シミュレーターを用いた実技指導を行う際には、講師一人当たりの受講者数は5人以下とすること。
- ・実技研修の講義およびシミュレーターを用いた実技指導の実施に当たっては、これまで接種会場で発生したインシデントの内容やその留意点等（※）を交えた指導とすること。

（※）接種会場で発生したインシデントの内容及び留意点

- ・（内容）使用済みの針を別の対象者に穿刺してしまった。
⇒（留意点）使用済みの針はリキャップせずに速やかに破棄する。
- ・（内容）薬液の充填されていない、もしくは空気のみが入ったものを被接種者に穿刺し、空気を投与してしまった。
⇒（留意点）接種前に、適正量の薬液が充填されていることを確認すること。

3. 実技研修の委託

実技研修は、都道府県及び市区町村（以下「都道府県等」という。）から、適切に実技研修を行い得る団体等に委託して実施することとして差し支えありません。その際、委託に要する費用等については、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金」の活用が可能です。

なお、以下の各団体から、実技研修に関する技術的助言や実技研修実施の受託等に関して協力する旨の申出をいただいています。各都道府県等から直接ご相談いただいて差し支えありませんので、適宜、ご相談ください。

○臨床検査技師に関して協力可能な団体の名称及び問い合わせ先

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会

TEL 03-3768-4722 / FAX 03-3768-6722

E-mail jamt@jamt.or.jp

- ※ 臨床検査技師における当該研修実施に当たっては、上記団体に問い合わせいただければ、都道府県にある臨床（衛生）検査技師会へ紹介をいたします。

○救急救命士に関して協力可能な団体の名称及び問い合わせ先

1) 日本救急救命士協会

TEL 03-6403-3892 / FAX 03-6383-3899

E-mail jpa@paramedics.jp

2) 全国救急救命士教育施設協議会

TEL 042-339-7191 (国士舘大学 防災・救急救助総合研究所内) /

FAX 042-339-7191

E-mail info@jesa-emt.jp

3) 日本臨床救急医学会

※事務局担当者が不在のこともありますので、メールにてご連絡いただけますと幸いです。

TEL 03-3384-8177 (平日 10:30~15:30) / FAX 03-3380-8627

E-mail jsem_jimu@herusu-shuppan.co.jp

※ 救急救命士については、上記団体の他、各地の消防学校等に問い合わせいただくことも可能です。

4. 研修受講修了者リストの取扱いに関して

(1) 座学研修受講修了者リストの利用

1) 実技研修を実施する際は、受講申込者が座学研修を修了していることを確認する必要があります。都道府県等が実技研修を実施する際には、以下の通り、提供された座学研修受講修了者リストと実技研修受講申込者リストの突合を行ってください。

2) 都道府県毎の座学研修受講修了者リストは、都道府県臨床（衛生）検査技師会及び日本救急医療財団から、都道府県所管部局に対して、座学研修が開始された日から毎週末営業日に提供されます。また、日本臨床衛生検査技師会及び日本救急医療財団から厚生労働省健康局健康課予防接種室に対して、毎月末営業日に座学研修受講修了者の全リストが提供されます。

なお、座学研修受講修了者リストが各都道府県に提供されること、都道府県等においてワクチン接種体制の確保に必要な範囲で活用されることについては、座学研修の受講申込に際し、受講者の同意が得られていることを申し添えます。

3) 都道府県は、適宜管内の市区町村に座学研修受講修了者リストを共有してください。

4) 座学研修受講修了者リストには、氏名、職種、免許登録番号、メールアドレス、勤務地及び住居地（市区町村まで）が含まれるものとします。

5) 提供されたリストを、都道府県等が実技研修の案内等に活用することは差し支えありません。

(2) 実技研修受講修了者リストの利用

1) 都道府県は、

- ・ 都道府県が実施（委託実施を含む。）した実技研修
- ・ 管内市区町村が実施（委託実施を含む。）した実技研修

のそれぞれについて、少なくとも月に1回以上、実技研修受講修了者リストを取りまとめてください。

2) 都道府県は、適宜管内の市区町村に実技研修受講修了者リストを共有してください。

3) 実技研修受講修了者リストには、職種、氏名、免許登録番号、メールアドレス、勤務地及び住居地(市区町村まで)が含まれるものとしてください。

4) 都道府県は、厚生労働省健康局健康課予防接種室の自治体サポートチームによる月一回程度の調査に応じてください。

(3) 都道府県等におかれましては、研修受講修了者リストの個人情報の取り扱いに十分ご留意いただくようお願いいたします。

5. 座学及び実技研修のスキームについては、別添3のとおりとなっておりますので、ご参照ください。

(別添 1)

1. 座学研修の講義内容

動画タイトル		制作・監修
1	かなりわかってきた新型コロナワクチン：前半～2021 年 6 月上旬現在の最新エビデンス～	日本プライマリ・ケア連合学会
2	かなりわかってきた新型コロナワクチン：後半～2021 年 6 月上旬現在の最新エビデンス～	日本プライマリ・ケア連合学会
3	新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に必要な解剖学の基礎知識	日本歯科医学会
4	医療従事者のための新型コロナウイルスワクチンを安全に接種するための注意とポイント	厚生労働行政推進調査事業費補助金“新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業”「ワクチンの有効性・安全性と効果的適用に関する疫学研究」
5	新型コロナワクチン より安全な新しい筋注の方法 2021 年 3 月版	日本プライマリ・ケア連合学会
6	新型コロナワクチン接種時のアナフィラキシーへの対応【医療者向け】	日本医師会

確認試験を除く講義動画視聴時間 計約 150 分

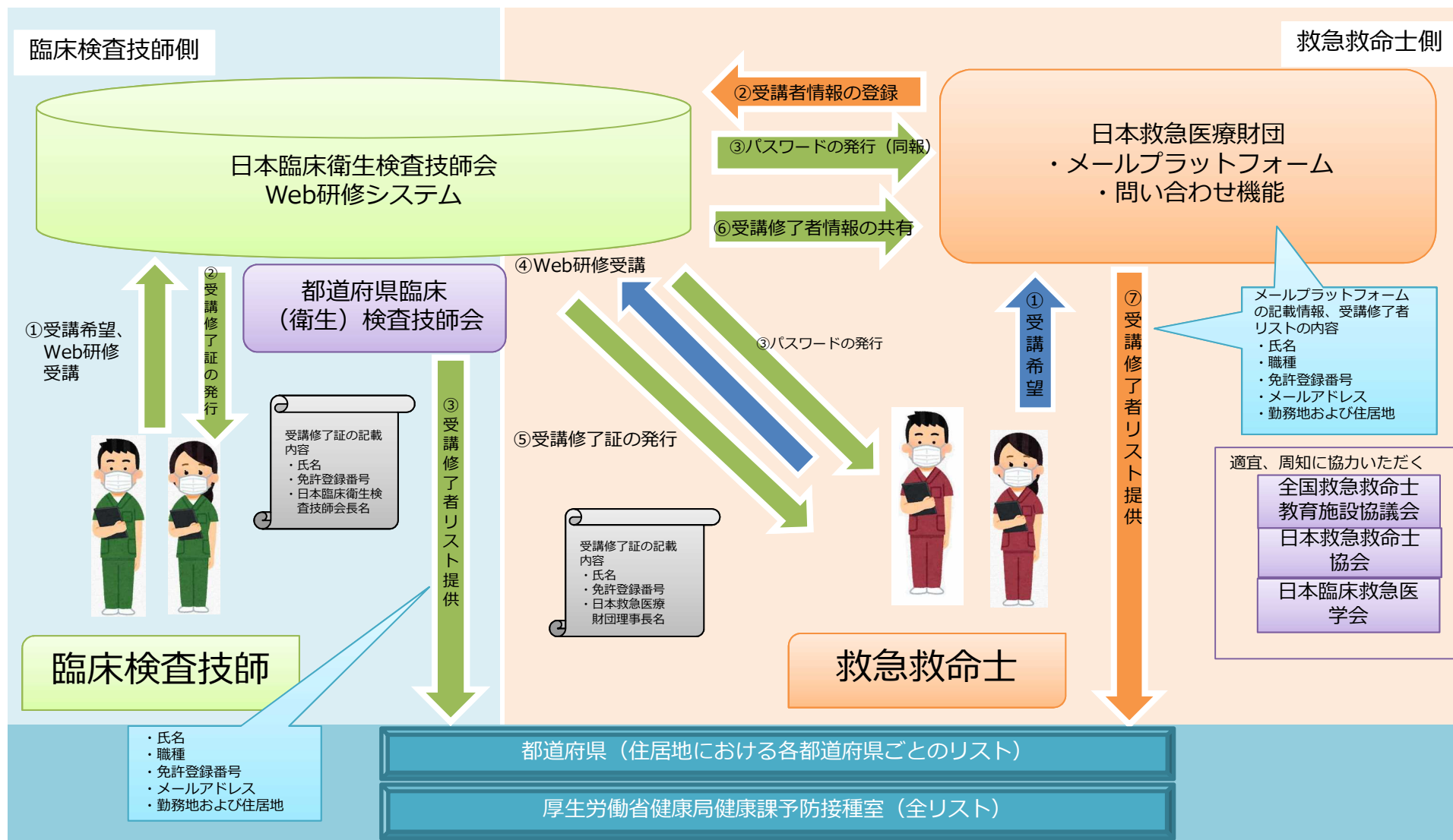
(別添 2)

2. 実技研修概要 (例)

項目		内容
1	オリエンテーション	プログラム確認
2	ワクチン接種の全体の流れについて	①問診から経過観察までの流れの確認
		②接種の各業務における各職種の役割分担
3	ワクチン接種における安全配慮	①安全配慮（清潔操作・注射針の取扱い・神経損傷の防止・転倒転落の防止）
		②接種会場での安全確保に係る留意点・工夫
		③アナフィラキシー・血管迷走神経反射とその対応
		④インシデント対策
4	筋肉内注射の実際	①普段の業務における穿刺と筋肉内注射との違い
		②筋肉内注射の実際（動画等での確認）
5	シミュレーターを用いた実技（受講者一人当たり最低 5 回ずつ一連の流れを体験）	①手指消毒、清潔・不潔区域の確認
		②物品の確認
		③被接種者への声かけ、アルコール使用禁忌の有無の確認
		④被接種者の体格の確認、姿勢および接種部位の確認
		⑤消毒法
		⑥シリンジ内の薬液の確認
		⑦シリンジの持ち方
		⑧針キャップの外し方
		⑨針を刺す角度
		⑩接種部位を揉まないことの確認
		⑪シリンジと針を適切に廃棄する方法
		⑫医師や看護師に相談が必要な状況と手指消毒のタイミングの確認
6	質疑応答	受講者からの質問に応答
7	修了証の授与	終了時に修了証を発行

(別添3) 新型コロナのワクチン接種に係る臨床検査技師・救急救命士の研修（座学）スキーム

- 座学については臨床検査技師、救急救命士共に、日本臨床衛生検査技師会のWeb研修システム（オンデマンド）を活用する。
- 日本救急医療財団は、救急救命士からの座学の受講希望を受けて救急救命士の免許登録番号等の突き合わせを行って本人確認をし、その情報を日本臨床衛生検査技師会のWeb研修システム受講申込に登録する。



新型コロナのワクチン接種に係る臨床検査技師・救急救命士の研修（実技）スキーム

- ❑ 座学の受講修了証の発行を受けた臨床検査技師及び救急救命士は、当該修了証を提示の上、都道府県等が実施又は都道府県等が委託する各団体が実施する実技研修を受講する。
- ❑ 実技研修修了後、当該臨床検査技師及び救急救命士は集団接種会場におけるワクチンの接種者として活動が可能となる。

